

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）**

神奈川県知事（以下「甲」という。）と株式会社〇〇薬局管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 （目途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	・ 訪問しての服薬指導の可否：__ ※対応可能見込み（参考） 最大〇人/日 ※高齢者施設等への対応が可能 又は ・ 電話/オンライン服薬指導の可否：__ ※対応可能見込み（参考） 最大〇人/日 ※高齢者施設等への対応が可能 及び ・ 薬剤等の配送が可能 及び ・ 健康観察の対応が可能 ※電話服薬指導は診療報酬の特例等により制度上認められた場合に限る

（個人防護具の備蓄）

第 4 条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、2 か月分を目安として、次のとおり乙が備蓄に努めることとする。

（乙における 2 か月分の使用量）

サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーショ ンガウン	フェイスシール ド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚

（措置に要する費用の負担）

第 5 条 第 3 条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第 6 条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第 2 条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間、変更及び解約について）

第 7 条 本協定の有効期間は、本協定を締結した年度の 3 月 31 日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の 30 日前までに、甲から乙に更新に関する確認を行い、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定を 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間に締結した場合、締結年度には前項ただし書の更新に関する確認は行わず、同一条件により 1 年間更新するものとする。

神奈川県版薬局用医療提供措置協定書（案）2025 年 3 月 1 日時点

- 3 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。
- 4 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を履行し難い状況が生じた場合、乙は甲に本協定の解約を申し出ることができる。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-M I S)により報告を行うよう努めるものとする。

（平時における準備）

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の薬局において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。

（疑義等の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

神奈川県版薬局用医療提供措置協定書（案）2025 年 3 月 1 日時点

この協定の締結を証するため、この協定書の電磁的記録を作成し、各自保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 【所在地】

【事業者名】

管 理 者 【管理者氏名】